

成年後見と家族信託

この流れを押さえておけば困らない

親が「ボケる前」「ボケた時」に必要な手続きポイント

認知症700万人時代を迎え、「老親がボケるリスク」は、どの家族にもある。その時に親の資産が凍結されてしまつたのを防ぐために「成年後見（任意後見）」「家族信託」という制度があるが、その普及は進んでいない。「どこに相談すればいいかわからない」「手続きが難しそう」——そんな不安をいち早く解消し、迫り来るリスクに備えてはならない。

「2つの制度」を使い分ける

いまや65歳以上の15%、85歳を超えると5割以上が認知症になると推計されている。親が認知症になった時、家族には思いがけない

本人さえも引き出せなくなるケースがある。介護費用などに親の資産を使えなくなるのだ。

本誌前号では、親の認知症への対策として、「成年後見（任意後見）」と「家族信託」の2つの制度があることを紹介した。



後見人・受託者の選び方
財産目録はこう作る
信託契約書の書き方
公正役場・家庭裁判所で
済ませること、聞かれること、
信託口座はどつやって作る？
すべてわかります!!

後見人になれば親の口座などから預金を引き出す権限を持つが、その使途は裁判所が選任した後見監督人（司法書士や弁護士など）に厳しくチェックされる。

「家族信託」も親が元気なうちに家族に資産の一部を信託し、運用・管理を委ね

る制度だ。信託した財産は、受託者である家族に管理を委ねられるため、信託契約の内容次第で家族は広い財産処分権を持つ。ただし、親名義のままの資産は扱えないという制約がある。

メリットとデメリットがあるため、どちらの制度が適しているかは、その親子の置かれた状況によって変わってくる。

たとえば、同じ「親を老人ホームに入れたいケース」でも、①「親の家」を売って入居一時金にしたいなら家族信託、②ホームの毎月の費用を「親の年金」で払う場合は任意後見にしておく必要がある。

他にも、「親の保有株」を売りたいなら家族信託、親のクレジットカードやスポーツジムなどの会費を解約するなら任意後見、といった違いがあるのだ。

ところが、この2つの制度は家族の安心を支える備

えとなるにもかかわらず、まだ認知度が低く、あまり普及していない。

「どこに相談し、手続きすればいいかわからない」本誌にはそうした声が多く寄せられた。

手続きの流れをまとめたのが左上に掲げたチャートだが、まず押さえておきたいのは最初の相談窓口だ。

任意後見制度を利用したい場合は、弁護士や司法書士、行政書士に報酬を支払って依頼する方法もあるが、決して難しい手続きではないので、必ずしも介在しなくてもいい。

後見制度及び家族信託制度に詳しい遠藤英嗣・弁護士が語る。

「公正役場に行き、後見契約について相談してください。制度の説明も受けられ、そこで具体的な契約内容を決め、必要な書類を準備すると、後日、公正役場から『準備ができました』と連絡が来ます」

相談窓口を見つけないのが「家族信託」だ。

混同されがちだが、家族信託は親子など家族間で信託契約（民事信託）を結ぶ制度で、銀行などが受託者になる商事信託とは制度も法律も違う。そのため、銀行で家族信託の相談を受け

るケースはまだ少ない。

「実際に民事信託の契約をするなら、民事信託推進センターや専門にやっている弁護士に相談する。相談だけなら無料で応じてくれるケースもあります」（同前）

以下、別掲のチャートに沿って、注意すべきポイントを見ていこう。

ポイント①「契約相手」は妻か、長男か、長女か？

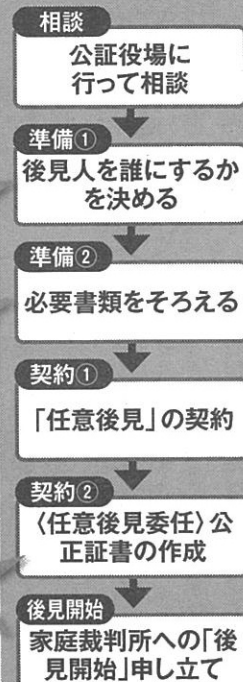
最初に決めなければならないのは家族の誰を後見人（家族信託なら受託者）にするかだ。

「後見人」選びで見落とせないのは、親をサポートしてきた実績だ。後見人の仕事には財産管理に加えて親の「身上監護」がある。親が入院したり、介護が必要になったとき、入院手続きをしたり、介護事業所への連絡、手配などを行なうのだ。

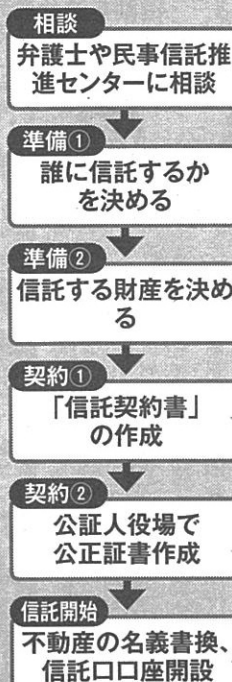
行政書士の東優氏が語る。

「後見人を決める際は、子供たちの中で親の面倒をみるキーパーソンが誰なのか

成年後見（任意後見）

ポイント①
47ページポイント②
48ページへポイント③
49ページへポイント④
49ページへポイント⑤
50ページへ

家族信託



手続きの流れ

親のキャッシュカードを勝手に使ったら罪になる?

高齢の親のキャッシュカードを子供が預かり、医療費や生活費など必要な資金を親のかわりにATMで引き出しているというケースは珍しくない。親子で「任意後見」や「家族信託」の契約を結ばないまま、親が認知症になった後も、子供が親のカードで預金を引き出した場合、罪に問われるのだから。

弁護士の解説だ。
「刑法の実体としては『親の財産の窃盗や横領罪』が成立し得ます。ただし、刑法は配偶者や血族、同居親族が窃盗など一部の犯罪を行なった場合に限りは『親族相盗例』(刑法235条等)で刑罰を免除しています。警察の捜査対象になるケースはほとんどない」
注意が必要なのは、遺産分割協議の際、「どうしてこんなに残高が減ったのか」「お前が勝手に取っているんじゃないか?」などと、兄弟(相続人)の間でトラブルになりやすいことだ。「協議がこじれると他の相続人から損害賠償請求を起されたり、遺産の取り分から使った金額を差し引かれることも考えられます。何にいくらか使ったか、およびその必要性を記録しておくのが重要です」(同前)

ている内容を記入しますが、預金の場合は口座番号などではなく金銭として書く。実際には、親名義の口座か

家族信託は、委託者(親)が自分の財産を信頼する受託者(子)に信託し、契約

財産目録

現金、預貯金
・通帳(銀行)
・残高証明(銀行)

株式
・株券等預かり証(証券会社)
※証券番号さえわかれば大丈夫なことが多い

不動産
・不動産登記簿謄本(法務局)
・固定資産税納税通知書(市町村役場)

生命保険
・保険証書(保険会社)

負債
・債務残高証明書、各種契約書、融資明細書など(銀行)

ポイント③「信託契約書」は家族だけで作ってはいけない

次は契約書の作成だ。親子で任意後見契約を結ぶ場合、契約書のフォーマットはほぼ決まっている。難しいのは「家族信託」の契約だ。

家族信託は、委託者(親)が自分の財産を信頼する受託者(子)に信託し、契約

「家族信託」の契約書を家族だけで作るのには絶対にやめてください。不動産や資産運用、税法の専門知識が必要なケースもあり、財産管理や相続につながる契約を素人だけで結ば、後々、予想もしなかったトラブルが起きる可能性が高い」(遠藤氏)

家族信託契約は必ずしも公正証書にする必要はないが、銀行が証拠能力が高い公正証書の契約書でなければ信託口座の開設に対応してくれないことが多いという。

任意後見
親
近くに住んでいる信頼できる人(原則1人)
子

ほしと兄に頼んでも、財産を囲い込み、払ってこないなどのトラブルケースが実際に起きています。後見人を複数置くことは望ましくありません

一方、家族信託も複数の子供たちとそれぞれ契約を結ぶことが可能だ。3人の子供に、長男は家屋敷、次男には有価証券、長女には現金を信託するような方法

だ。これは、やり方によっては注意がいる。
「1つの信託契約で信託の相手(受託者)を複数にすると責任の所在が不明確になるのでお勧めできない。みんな『親の生活の面倒を

家族信託で「親の認知症」への備えを話し合う際、財産目録」を作成しておくこととよりやすくなる。
子供たちにすれば、将来の相続財産の全体像が見えるし、今後、親の介護や医療費、生活費をどう負担していけばいいかの見通しを立てやすくなるからだ。
下の図は岡野雄志税理士事務所監修のもとに作成した財産目録例である。

相続財産目録

作成日: 年月日 作成者: 印

1. 預貯金
銀行名 種類 支店名 口座番号 評価額 資料番号
1 ○○銀行 普通 ○○支店 123456 1,000,000円 1
2 ××銀行 普通 ××支店 234567 2,000,000円 2
預貯金合計 3,000,000円

作成日の終値で計算

2. 有価証券
種類 証券会社 銘柄 数量 評価額 資料番号
1 上場株式 A社 株式会社B 100 1,500,000円 3
有価証券合計 1,500,000円

どこの証券会社に口座があるのか明記しておく

3. 不動産
種類 所在場所 面積 評価額 資料番号
1 自宅敷地 ○○市○○区○○1-2 300 30,000,000円 4
2 自宅 ○○市○○区○○1-2 200 10,000,000円 5
不動産合計 40,000,000円

地番まで書くこと

4. 生命保険など
保険会社名 種類 評価額 資料番号
1 A保険会社 終身保険 5,000,000円 6
生命保険合計 5,000,000円

本人が死んだときに出るかどうかわかるように

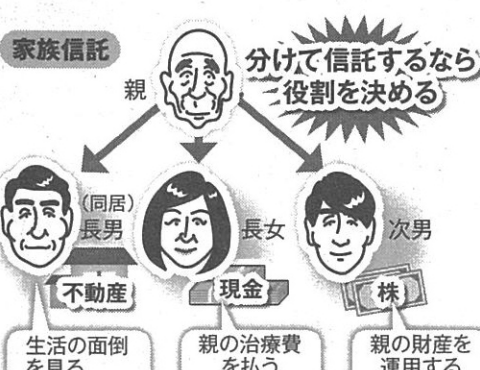
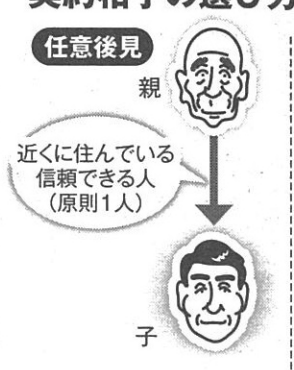
5. 債務
種類 会社 評価額 資料番号
1 借金 C会社 1,000,000円 7
その他の財産合計 1,000,000円

※岡野雄志税理士事務所監修

路線価×面積を単純に計算するか固定資産税納税通知書を見て固定資産税評価額を書く(税理士に頼むと計算してもらえる)

負債の記載も忘れず

契約相手の選び方



ポイント②手続きが楽になる「財産目録」を作る

任意後見や家族信託の契約を結ぶうえでも、この財

産目録が役に立つ。
後見人は、自動的に親の財産すべてを管理できるわけではない。親の全体の財産目録の中から、どの資産について後見人に代理権を与えるかを契約で指定し、不動産であれば「賃貸」ではなく「売却」まで認めるか。銀行取引であれば、預金の払い戻しや解約までか、融資を受けることも認めるかという財産の種類ごとの事務の範囲を定めた「代理権目録」を作成しなければならない。親は、A銀行とB銀行の預金は管理を任せ、郵便貯金の年金振込口座は自分で扱う」といった選択ができるのだ。
「家族信託」も契約にあたって「信託財産目録」を作成しなければならないが、書き方に注意が必要だ。「信託財産目録には不動産であれば登記簿に記載され

任意後見の手続きで聞かれること

家庭裁判所

(親が)「監督人を
つけて任意後見を開
始するがよい」と
聞かれる

答えられなくてもOK
(判断能力がない=後
見が必要と判断される)

公証人役場

名前・住所・生年月日・年齢・目的(家族信託)
すぐにいいないと
認めてもらえない
大幅に間違えると
受け付けてくれない

例:息子に財産を託して信託
契約を結ぶために来ました

が生年月日をすぐにいえな
かったりして認知能力に問

全国初!

認知症の親が起こした事故の賠償を、税金で肩代わりする条例

「65歳の市民には無料だ
知症の診断を受けていた
方」に事前登録して市の負担
で民間保険に加入していた
だきま。ご本人が事故な
どで死亡や怪我をした場合
は最高1000万円、また、
火災や傷害で賠償を求めら
れた場合は最高2億円が保
険会社から支払われます」
さらに認知症患者が起こ
した事故に巻き込まれた神
戸市民には、法的責任の有
無にかかわらず市が公費

認知症患者が誤って火事
を起こしたり、過失で他人
に被害を与えた場合、本人
に責任能力がなくても「監
督義務者」である家族が損
害賠償を請求されることが
ある。認知症の親を持つ家
族の抱えるリスクの一つだ。
それに対し、神戸市は全
国で初めて、認知症患者が
起こした事故を税金で賠償
するという「認知症の人に
やさしいまちづくり条例」
(改正案)を制定、4月1
日から運用開始される。
神戸市高齢福祉部介護保

題ありと判断したら公正証
書の作成を認めないことも
あります」(東氏)
そうなる裁判所が弁護士
士、司法書士などを法定後
見人へ選任し、家族が親の
資産を1円も動かさなくな
ってしまう。
そこで、親に認知症の症
状が見えてきたとき、家族
が急いで公正証役場に親を連
れて行って公正証書にする
「滑り込み型」もある。
任意後見の契約を結んだ
後、親の認知症が進行した
ら、家族が医師の診断書、
任意後見契約書、任意後見
監督人の選任申立書など必
要書類を揃えて家庭裁判所
に後見開始の申し立てをす
る。そして裁判所から呼び
出しがあり、審判が行なわ
れる。
「家裁の審判では、裁判官
が認知症になった委任者本
人(親)に、『監督人をつけ
て任意後見人に仕事をして
もらいますがいいですね』
と確認します。その同意手
続きを得て任意後見開始と

「税金」から最高3000
万円の見舞金を支払う。
「保険は、市外に住む認知
症患者が事故を起こした場
合は適用されない。そこで、
神戸市民が市外在住の認知
症患者の事故に巻き込まれ
て被害を受けた場合のため
に公費から見舞金を出すこ
とにしました」(同前)
神戸市はこの新制度の財
源にあてるために住民税を
1人年額4000円引き上げ
る。自治体関係者の注目度
は高く、全国的に広がる可
能性もある。

なります」(前出・遠藤氏)
裁判官の質問に意思表示

ポイント⑤「信託不動産」「信託口座」の作り方

家族信託で子供が親から
実家の不動産の信託を受け
た場合、法務局で所有権移
転登記及び信託登記を行な
い、「所有権」を子供の名
義に変更する。その際、新
たに登記簿に作成される
「信託目録」に委託者、受
託者、受益者と(受託者は
信託不動産を第三者に賃貸
することが出来る)などの
信託内容が記載されて公示
される。
この登記手続きは司法書
士に依頼できるが、移転及
び信託登記にかかる不動産
登録免許税は相続と同じ
(固定資産税評価額の1000
分の4)だ。贈与税の課税
対象にも、不動産取得税の
課税対象にもならない。
一方、親の預金の信託を
受ける場合、子供は親の財
産を管理するため、特別の
「信託口座」を開設して
そこに預金を移す手続きを
取る。通帳には「委託者
(親)」と「受託者(子)」の
名前が記載される。
問題は信託口座を開設
できる銀行が一部の信託銀
行など極めて少ないことだ。
家族信託コンサルタント
の横手彰太氏が語る。
「銀行に信託口座をつく
ることは家族信託契約の絶
対条件ではありません。た
だし、信託法では受託者(子
供)に信託財産と自分の固
有財産を分けて管理するこ
とを義務つけています。銀
行に自分名義の信託財産専
用の普通口座を新たに作り、
信託契約書にも明記して管
理する方法もあります」
ただし、その場合、親よ
り先に子供が亡くなった時
に口座が凍結されるリスク
がある。
正しい知識を持って、家
族の重大リスクに備えた
い。